

緊急事態宣言発令時の対応について（子ども家庭部）

1 認可保育園、地域型保育施設

① 原則として臨時休園とする。

ただし、保護者がともに医療・介護従事者、警察、消防、ライフライン業務など市民の生命、安全の確保に関する業務に従事している場合、また食料品、医薬品販売など社会生活の維持に関する業務に従事している場合及び家庭での保育が特に困難な家庭については、限定的に保育を実施する。

*認証保育所については、協力を依頼する。

2 学童クラブ

① 原則として臨時休所とする。

ただし、保護者がともに医療・介護従事者、警察、消防、ライフライン業務など市民の生命、安全の確保に関する業務に従事している場合、また食料品、医薬品販売など社会生活の維持に関する業務に従事している場合及び家庭での保育が特に困難な家庭については、1年生から3年生を対象に限定的に保育を実施する。

なお、午前8時30分から正午までは各小学校で、居場所確保として、対象児童を預かる。

正午から午後6時（延長は午後7時）までは各学童クラブで保育する。